

障害者総合相談支援センターきたなごや運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会が開設する障害者総合相談支援センターきたなごや（以下「センター」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業（以下「事業等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、センターの従業者（以下「従業者」という。）が、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対する適切かつ円滑な指定相談支援又は障害児相談支援（以下「支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターが実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うように努めるものとする。

4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 障害者総合相談支援センターきたなごや
- (2) 所在地 愛知県北名古屋市熊之庄大畔48番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターにおける職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う基本相談支援、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行うものとする。

(3) 事務職員 1名以上

事務職員は、事業の運営に必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定相談支援、指定障害児相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 基本相談支援

(2) 地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供

(3) 訪問によるアセスメント

(4) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成

(5) サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取

(6) 訪問によるモニタリング

(7) 前各号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

2 指定障害児相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 基本相談支援

(2) 地域の障害児通所支援事業所等の情報提供

(3) 訪問によるアセスメント

(4) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の作成

(5) サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取

(6) 訪問によるモニタリング

(7) 前各号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

(支援等の利用料)

第7条 支援等を提供した際の利用料の額は、厚生労働省が定める費用の額とする。

2 センターは、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して支援等を提供する場合は、それに要した交通費の実費を徴収する。なお、センターの自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道10キロメートル未満 200円

(2) 事業所から、片道10キロメートル以上 500円

3 センターは、前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支援等の利用者等に対し、サービスの内容及び費用の説明について説明を行い、同意を得なければならない。

4 センターは、第2項の支払いを受けた場合は、支援等の利用者等に対し、当該費用に係る領収書を交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、北名古屋市とする。

(虐待防止のための措置等)

第9条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。

(4) センターは、利用者の人権等を擁護するため、利用者又は家族等に対して成年後見制度の利用支援を実施すること。

(5) センターは、虐待等に関する苦情相談に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決体制を整備すること。

(6) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 従業者は、サービスを行う上で、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合及び従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを北名古屋市に通報するものとする。

(苦情解決)

第10条 センターは、提供した支援等に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 センターは、提供した支援等に関し、法第10条第1項の規定又は児童福祉法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくはセンターの設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 センターは、提供した支援等に関し、法第11条第2項の規定又は児童福祉法第57条の3の3第3項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは支援等の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 センターは、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項又は第4項の改善の内容を都道府県知事、市町村長に報告するものとする。

6 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第11条 センターは、従業者の資質向上を図るための研修の機会を確保するものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(その他運営に関する重要事項)

第12条 センターは、利用者に対し適切な支援等が提供できるよう、従業者の業務の体制を定めておくものとする。

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知りえた情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 センターは、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

5 事業者は、利用者に対する支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該支援等を提供した日よ

り 5 年間保存する。

- 6 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年12月17日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 4 日から施行し、令和 7 年 2 月24日から適用する。